

八尾市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

令和2年9月24日 全部改正

八尾市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成24年9月21日制定、平成27年4月3日一部改正）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業助成金を受けて実施する八尾市一般コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）及びセンターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助金交付の対象団体は、地域に密着して、地域的な共同活動を行う自治会、町内会等のコミュニティ組織とし、センターが実施要綱に基づき採択した事業を実施する団体とする。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、実施要綱に定める一般コミュニティ助成事業で、センターが市に対して助成を決定したものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、コミュニティ組織が行うコミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に要する経費とし、センターが定める実施要綱及びコミュニティ助成事業留意事項に定める内容に適合するものとする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、センターが採択した金額とする。

（助成希望）

第6条 センターに助成事業の申請を希望する自治会等は、一般コミュニティ助成事業申請希望書（様式第1号）（以下「希望書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- （1）団体規約の写し
- （2）事業計画及び収支予算書の写し（当該事前申請を行う年度のもの）
- （3）金額積算根拠（見積書等）
- （4）事業内容に関する資料（カタログのカラーコピー等）
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 この要綱の規定により補助金の交付を受けた自治会等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間は、助成希望をすることができない。

(申請団体の選定)

第7条 市長は、第6条の規定による希望書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、センターに助成事業を申請する団体（以下「申請団体」という。）として選定するものとする。

2 前項の選定をする場合において、複数の団体から希望書の提出があったときは、公開抽選を行い、1団体を選定するものとする。

3 センターから不採択決定を受けた申請団体が、再度、翌年度事業の申請を希望する場合においても、前項の取扱いを行うものとする。

(助成事業の申請)

第8条 市長は、第7条の規定により決定した申請団体の事業について、大阪府知事を経由してセンターに申請するものとする。

(採否の通知)

第9条 市長は、大阪府知事を経由してセンターから助成金の採択または不採択について通知があったときは、一般コミュニティ助成事業申請結果通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 第9条の規定による採択の通知を受けた申請団体（以下「助成団体」という。）は、速やかに八尾市一般コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画・収支予算書（様式第4号）

(2) 八尾市一般コミュニティ助成事業申請一覧表（様式第5号）

(3) 前年度における収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 市長は、第10条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、八尾市一般コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により助成団体に通知するものとする。

2 前項の通知を受ける前に行った事業に要した経費については、対象経費から除外するものとする。

(決定内容の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた助成団体は、補助の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、あらかじめ八尾市一般コミュニティ助成事業補助金変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画・収支予算書（様式第8号）

(2) 八尾市一般コミュニティ助成事業申請変更一覧表（様式第9号）

(3) 変更内容を説明する資料（見積書等）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、大阪府知事を経由してセンターに変更申請するものとする。

- 3 市長は、大阪府知事を経由してセンターから変更の承認通知があったときは、変更承認通知書（様式第10号）により、助成団体に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受ける前に行った事業に要した経費については、第11条第1項の通知により補助金の交付が決定している経費を除き、対象経費から除外するものとする。

（実績報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた助成団体は、事業が完了したときは、速やかに八尾市一般コミュニティ助成事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告・収支決算書（様式第12号）
- （2）八尾市一般コミュニティ助成事業実績一覧表（様式第13号）
- （3）支払関連資料（領収書等）
- （4）管理運営規程（備品貸出基準等）及び備品台帳
- （5）カラー写真（事業が完了していること及び宝くじ助成の表示（普及広報デザイン）が適正に行われていることが確認できるもの）
- （6）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、大阪府知事を経由してセンターに実績報告するものとする。

（確定通知）

第14条 市長は、大阪府知事を経由してセンターから助成額の確定通知があったときは、助成団体に交付すべき補助金の額を確定し、八尾市一般コミュニティ助成事業補助金確定通知書（様式第14号）により助成団体に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第15条 第14条の通知を受けた助成団体は、市所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第16条 市長は、補助金の目的を達成するため、第11条第1項の交付決定金額の範囲内において、概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする助成団体は、八尾市一般コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、市所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 前第1項の規定により補助金の概算払を受けた助成団体は、八尾市一般コミュニティ助成事業補助金精算書（様式第15号）を市長に対し提出しなければならない。
- 4 前項の精算書を提出した助成団体は、交付を受けた補助金に残余金が生じているときは、当該残余金について、第14条の通知を受けた後、速やかに返納するも

のとする。

(交付決定の取り消し等)

第 17 条 市長は、補助金の交付決定を受けた助成団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) センターが補助対象事業にかかる助成金の採択を取り消したとき。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和 2 年 9 月 24 日 全部改正)

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。